

第3回 新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議 議事録

日時 平成24年11月27日（火）14:00～16:00

場所 あいち国際プラザ2階 アイリスルーム

出席者 別添委員名簿のとおり（9名全員出席）

傍聴者 なし

概要：

1 開会

2 あいさつ（愛知県地域振興部国際監）

第1回、第2回の会議では熱心に議論していただいた。一堂に会しての会議は今回が最後となる。今後はパブリックコメントに向けて内容を固めていくこととなる。前回の話し合いを受け、修正を行ったので、忌憚ない意見を出してほしい。パブリックコメントは来年1月上旬に行う予定である。

3 議事

議事の進行は池上座長が行うこととした。

資料1から3について事務局から説明を行った。

<池上委員>

資料1について質問等あるか。

→意見なし

資料2について、ご自身で問題提起等したところに関し、意見等あるか。

<小島委員>

資料1の説明の際に、庁内調整で出された意見を反映し、新プランの一次素案では「重点施策」と書いていたところを「重要施策」という表現に改めたという話があったが、他の委員はどう感じているか。自分は重点施策という表現のほうが良いと思う。

<池上委員>

重点施策という言葉は行政では大きな予算を確保した事業について使うという話であったが、予算とは関係なく重点施策という表現のほうが良いという意見であった。行政の立場である倉橋委員はどう感じているか。

<倉橋委員>

重点施策という表現のほうが一般的であると思う。

<池上委員>

他の意見の委員はいるか。

→意見なし

検討会議の委員の総意としては、重点施策になったからといって多くの予算を確保してほしいという考えではないということだが、事務局としてはどう考えるか。

<事務局>

この変更について話し合った時は、重点施策という表現は予算があるかないかということではなく、重点施策とそれ以外というくくりになると、重点施策以外のものはやらないというような印象を与えるのではないかという考えから、こういった変更を加えた。今回のプランでは、その施策を重点的にやるというものを重点施策と表現するということによいか。

<池上委員>

いいと思う。予算額の大きさではなく、多くの人員が必要であったり、色々な人に意味を知ってもらいたいなど、そういった施策について重点施策と表現するというのでいいのではないだろうか。

<伊東委員>

資料2の3ページの「外国人県民も安心して生活できる社会づくり」の部分において、先ほども事務局から社会的に弱い立場として固定化されるという表現について、どうなのかという話があった。

一次素案での「階層化」という表現と二次素案での「固定化」という表現を比較すると、階層化という言葉は上がったり下がったりする可能性があるが、固定化という言葉はその場にとどまってしまうという印象を受ける。弱い立場にならないようにということと、弱い立場になったときにも社会保障というセーフティネットがあるという状況になってほしいということが伝わる表現になるといいと思う。

<池上委員>

固定化という、一度弱い立場になるとそこから抜け出せないという不可逆的な表現ではなく、もう少しやわらかい表現にしてはどうかという意見であった。先ほどの事務局からの話に合った案をもう一度説明してほしい。

<事務局>

固定化という言葉を使わないのであれば、「今後は、外国人県民や日本人県民が不安定な就労等のため社会的に弱い立場になることのないよう、就労環境の改善や就労支援などをして社会保障のセーフティネットから漏れていかないようにすることが必要です。」というような表現になるかと思う。

<池上委員>

そのような表現ではどうか。

<伊東委員>

それであれば問題ないと思う。

<尾崎委員>

資料2の14ページの日本語教育に関する部分であるが、「外国人が日本で生活していくためには、日本語の習得が不可欠ですが」、という表現がある。今まで不可欠であるという印象を持っていたが、前回の会議で大島委員から、日本語の習得は不可欠ではないという重要な指摘があった。確かに、日本語が話せなくても社会人として立派に役割を果たしている人はいるので、ここの表現は不可欠と書かないほうがいいのかと思う。むしろ、体制を整備することのほうが不可欠ではないかと感じている。

書き方としては、「外国人が日本で生活していくためには、日本語の習得が極めて重要ですが、そのためには、日本語教育の体制を整備することが不可欠です。」という書き方もできるかと思う。これでは少し表現がきついが、今回のプランでは重点施策に入っていることもあり、そういったニュアンスを書き込みたい。他の委員はどう思うか。

<池上委員>

日本語の習得は不可欠なのか、とても重要なのか、それとも望ましいというような少し後退した表現にするのかなど、色々な考え方ができる。委員の考えを聞きたい。

<土井委員>

実際に日本語ができない人も長く日本で暮していることを考えると、外国人が日本で生活していくためには不可欠ではないと思うが、外国人と日本人が社会で生活していくためにコミュニケーションをとっていく上では、外国人が日本語を習得することは極めて重要であると感じるし、日本人側も外国人とコミュニケーションをとれるようにしていくことは必要である。そのため、この文章で外国人がという主体を入れてしまうと、「不可欠」という表現は不適切かと思うが、日本語での相互のコミュニケーションが必要なことは変わらないので、そのような表現になればいいのではないか。

<アビ委員>

補足だが、互いにコミュニケーションをとるためには日本語の習得は必要だが、日本で生活するためにはそこまで重要ではない。この文章をどうすればいいのかということは非常に悩ましい。あえて不可欠という表現を使うのであれば、「日本社会に溶け込むために」、という語句を加えるべきである。

<大島委員>

アビ委員の考え方に賛成である。やはり、日本社会に溶け込んだり統合していくためには、日本語を勉強することはとても大切である。しかし、日本人にも勉強が苦手な人がいるように、日本語の習得もある意味能力を示すものなので、どんなに頑張ってもあまりうまく習得できない外国人もいる。

<伊東委員>

不可欠かどうかということは本人が判断することだと思う。どう評価されるのか、どんなふうにホスト側の社会が、日本語を話せることを認めるのかということが重要である。

<池上委員>

鈴木委員はどう感じるか。普段あまり日本語教育などの現場と接点がない立場からの意見を出してほしい。

<鈴木委員>

他の委員の話を聞いていると、確かに重要だが不可欠ではないという印象を受ける。事務局側もおそらく文案を作成する際に、この文章では後段の具体的な実施内容を重視し、前段の不可欠という表現についてはそこまで重視して表現したのではないと思う。

<事務局>

不可欠という表現にそれほどのこだわりはないので、重要という表現で構わないし、土井委員からの提案にもあったように、「日本社会と接点を持つ上では日本語の習得は不可欠」、という表現も良いと思う。

<土井委員>

先ほど、相互のコミュニケーションにおいて日本語の習得は不可欠という発言をしたが、書き方が難しいと感じた。相互のコミュニケーションであるのに、外国人側だけに努力を求めていることになる。

また、尾崎委員のご発言に『日本語教育の体制を整備することが不可欠です。』というの

は少し表現がきつい」という話があったが、本当に体制整備は不可欠だと思うので、そのように書いてもいいのではないかと思います。

<尾崎委員>

資料3の27ページの2行目に、「外国人県民は、地域社会で自立していくために日本語の習得が不可欠です」、という表現がある。これについては、資料3の8ページにある、ノーマライゼーションの考えから自立について説明した注釈などと合わせて考えると、不可欠である日本語の習得ができていない人は、欠陥のある存在だというニュアンスになると思う。そのため、やはり不可欠という表現を避けたほうがいいのではないかと。

<事務局>

今指摘があった部分と、先ほど議論をした部分など、内容やニュアンスに差が生じているところがあるので、今後統一させていく。「日本語の習得が不可欠」という表現についても、委員からの指摘を踏まえ、文章表現を工夫していく。

<池上委員>

この場で表現を固めてしまうのではなく、他の部分でも関連する表現が出てくるところがあるので、そこを洗い出した上で修正を加えてほしい。

また、修正をする際には日本人と外国人がという表現にすべきでないと思う。例えば、日本でブラジル人とフィリピン人が会話をする際には日本語で話す。そういった意味でも、日本社会での共通の言語というニュアンスが出ればいいと思う。

<池上委員>

次に、資料2の3ページから5ページの外国人学校に関する部分と、8ページの外国人県民の自立の部分に関する大島委員の意見を聞きたい。

<大島委員>

外国人学校に関する記述についてだが、特に文言的には問題ないかと思う。しかし、外国人は県や市などが指針として出したものをすごく信用するので、認可された外国人学校はすぐれた学校なのだと認識するだろう。そのため、認可する際には、しっかり子どもたちのことを考えて法律などを順守しているかどうか審査する必要がある。同じ外国人として認可基準を緩和してほしいという思いはあるが、しっかりと審査するという点を重視してもらいたい。

また、外国人県民の自立の部分についてだが、この注釈の書き方でいいと思う。

<池上委員>

外国人学校の部分について議論を進めたい。

前回、土井委員から認可の緩和だけでなく、もっと学校の内実を重視すべきであるとか、学校自体の支援とそこに通う子どもたちへの支援を分けて考えるべきだという意見が出された。もう一度事務局から論点整理をしてほしい。

<事務局>

一次素案では、各種学校認可における、人数に関する基準の緩和が前面に出すぎてしまった。そのため、基準緩和だけでなく、質の面での向上が必要だという意見が出された。それに関しては、やはり認可するかしないかの判断をする過程において、子どもがしっかり学べる環境かどうかということを調べた上で判断していくので、認可を求める学校においては、必然的に質は向上していくのではないかという気がしていた。

私学助成金に関しても、金銭的な助成がなされるだけだという意見もあった。しかし、その助成により外国人学校に余裕ができ、教師の育成や教材の購入、保健関係の対応などに力を入れることができるのではないかと思う。そのため、助成がないよりはあるほうが、質の向上につながるのではないかという気がする。しかし、その部分がやはり前面に出してしまうと、質の向上につながらないような印象を与えてしまうかもしれないと思い、文言を修正した。

<土井委員>

資料2の5ページの網掛けの部分だけを見ると、問題はないと思う。しかし、実際は文言だけの問題ではなく、どのような行動がなされるかということが大事である。

<アビ委員>

自分も表現は問題ないと思う。しかし、この部分に書かれている、学齢を超過している子どもたちは実際はかなりいる。大学進学を希望しているが、日本語が話せず、学力が伴っていない子どももあり、そのような子どもたちにどのように支援していくのかということに関心がある。

<小島委員>

事務局案での「子どもたちの教育環境を整えていく」、という表現は今までの流れから問題はないと思うが、その部分の一文目と比較するとひっかかる。外国人県民の子どもたちが公立「小中学校でしっかりとした教育を受ける機会を確保する」、ということに対し、外国人学校に通う子どもたちについては「教育環境を整えていく必要がある」、という表現になっている。ここまでの議論の流れがわかっている人には問題なく受け入れられるかと思うが、そうでない人には難しい。そのバランスをどう考えていけばいいだろうか。また、「高校・大学進学の支援」と、「学齢を超過した子どもたちへの支援」、という言葉が

出てくる。読み取り方によっては、学齢を超過した子どもには包括的な教育支援を行うのに対し、高校・大学進学への支援については、進学という入口の部分だけに対する支援のみを行うという印象を与えかねないと思う。教育環境の整備という包括的な表現がなされている一方で、その前の文章の表現が限定されたものになっているということが気になるが、いかがか。

<土井委員>

自分も高校・大学進学への支援ということについては、在学中はどのように対応するのかということが気になった。しかし、大学進学ということに向けては、高校在学中もしっかりしないといけないというように考えた。今の意見を聞き、この部分についても、もう少し具体的に書き込んでもいいのではないかと感じた。

<池上委員>

事務局は、高校・大学進学への支援ということについては、高校進学への支援は中学校在学中の学習支援であり、大学進学への支援は、大学進学による経済的負担を少しでも減らすような奨学金の貸与などを想定しているのか。

<事務局>

奨学金については現在想定していない。

<池上委員>

それではどのようなイメージなのか。

<事務局>

この項目の前提として、社会に参加するということが念頭に置かれている。将来を担う存在である外国人の子どもたちが社会に参加するためには、自立して生活していけるということが前提となると思われる。その前提を踏まえ、子どもたちが高等教育を受けて日本社会の中で生活していける状況にないといけないという考えがベースにあり、このような記述になった。

実際の具体的な取組については進学説明会のようなものを実施し、情報提供を行うことを想定している。

<土井委員>

そうであれば、具体的な取組に関する文言をどこまでこの中に盛り込むかということは要検討だと思うが、具体的な取組に関しては、今後設置されるプロジェクトチームでしっかりと考えていってほしい。進学説明会を実施し、情報提供をするというだけでは実際の進

学にはなかなか結びつかないのではないかと思います。

<池上委員>

具体的な取組内容については、資料3の29ページから31ページにあげられており、それを総括するものとして、資料2の5ページにあるような表現となっているのである。

<尾崎委員>

この部分に関しては、あまり詰めてこの場で議論するのではなく、ある程度あいまいでもいいのではないかと。むしろ、資料3に書かれているそれぞれの細かい施策のほうが、この方向性でいいのかということを考えるべきである。

<小島委員>

また、「外国人県民の子ども」という表現が気になった。外国人県民の子どもは、県民ではないのかという感じがした。

<事務局>

全体的に表記を統一し、目次の部分に外国人県民という言葉に関する注釈もつけた。そのような方々の子どもという意味で使っている。何かいい表現はあるだろうか。

<池上委員>

外国人の子どもに関する記載なのだということを前提とし、外国人県民という言葉を取ってしまうということも一つの方策かもしれない。そうしたときに、対象が明確にわかるような文脈であれば、それでもいいのではないかと。

<伊東委員>

最近では、外国にルーツを持つが、日本国籍の子どももいる。そういったことも考慮し、あまり範囲を狭めないほうがいいのではないだろうか。

<池上委員>

せっかく今まで議論を進めてきたのだから、反映させたいという小島委員の意見もあったが、本文を変更するのか、それともこの会議の議事録の中に記載されるということで折り合いをつけるのか、どちらがいいか。

<小島委員>

本文には反映させなくてもよい。

<池上委員>

それでは、進学のみにとどまらない支援をどう書き込んでいくかということについてはどうか。

<小島委員>

あまり具体案がないのであれば、なかなか具体的には書き込みづらいのではないかと。

<池上委員>

ただ、進路説明会が実際の会社の説明をするなど、進学のためだけのものでないということであれば、また違ってくる。事務局はどのようなイメージを持っているのか。

<事務局>

県で昨年度作成した、外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック及び進路応援ガイドブックの普及のためのセミナーなどを実施したいと考えている。その中で、進学や就業につながる情報提供を行っていきたい。

<池上委員>

そうすると、間接的な支援という形ではあるが、就業先の開拓支援にもつながるということである。そうであれば、文言としては、資料2の5ページの就学前や高校・大学進学への支援の後に、就業に向けての支援というような言葉を入れるということも考えられるが、それは適切だろうか。この部分は教育の充実に関する項目であるので、就業支援という内容が入ると、大きな枠組みで考えたときに違和感があるかもしれない。そこはどうだろうか。

<伊東委員>

就業の支援まで入ってしまうと、すごく期待が大きくなってしまったり、仕事の紹介だけでなく、実際の就業に直結するというような誤解を招く恐れもあるのではないかと。現在、就労のための日本語講座を行っているが、その中で実際の職場を紹介してもらえるのかという問い合わせが非常に多い。実際はそのようなことはしていないが、やはり言葉が持っている期待感というものもあると思う。

<尾崎委員>

資料2の5ページの網掛けの部分がさらっとした表現になっているので、もう少し粘りっこい表現にしてはどうだろうか。

具体的には、「外国人学校に通う子どもたちについても、その教育環境を整えていく必要がある」とか、「改善するように努める」というような表現にするとういかもしれない。

<土井委員>

非常に細かい部分ではあるが、資料2の3ページの外国人県民も安心して生活できる社会づくりの部分において、先ほど事務局から「今後は、外国人県民や日本人県民が不安定な就労等のため社会的に弱い立場になることのないよう、就労環境の改善や就労支援などをして社会保障のセーフティネットから漏れていかないようにすることが必要です。」と修正してはどうかという発言があった。“ないよう”という言葉が続いてしまうので、再考してはどうか。

14ページの修正案についてだが、ここも“上で”という言葉が重なってしまっている。「連携して実態を把握し、」という書き方に修正してはどうか。

また、同じ部分について、やはり愛知県においては外国人の日本語学習を考える上では企業という存在を外すことはできないと思う。企業が“など”の中に含まれてしまうのはどうかと思うので、明記してほしい。

最後の2行については、一般の人にはなかなか理解できない内容になってしまっているという印象を受けた。外国人労働者の中に技能実習生も含まれるのではないかと考えたり、日本人県民には一体どんな役割が求められるのかと考えてしまうのではないだろうか。

<事務局>

この表現の意味合いを説明する。まず、外国人労働者を雇用しているのは企業なので、外国人労働者の日本語教育に企業は当然関わりを持つべきであると思われる。また、技能実習生については、今まであまり考えてこられなかった。しかし、前回の議論で技能実習生のことも考えるべきという指摘があった。本来は、技能実習生に関しては、他の外国人労働者よりも、より企業に責任があるはずであるのに、実際は地域の日本語教室で日本語教育を行っているという現状があるので、文章に盛り込んだ。

また、日本語は習うだけでなく実際に地域の中で使っていくことにより、身につく。そのため、日本人県民の役割として、ボランティアなどの指導者だけではなく、会話相手となっ
てほしいという意味合いも含めて盛り込んだ。

<土井委員>

やはりきちんと説明しないと一般の人にはなかなかわかってもらえないと思う。盛り込みたいのであれば、前段の体制整備の部分において、企業のかかわりや日本人県民の役割も含めて検討していくというような書き方にしたほうがいいのではないだろうか。そうすれば、最後の2行は書く必要がない。

<尾崎委員>

事務局が書きたい意味はわかるが、どう表現するかが難しい。

「また、この中で、外国人労働者や技能実習生を雇用する企業が果たすべき日本語教育における役割及び外国人の日本語学習を支援する日本人県民の役割について検討していきます。」という表現のほうがわかりやすくなるのではないか。

<土井委員>

日本人県民の役割について検討していくことはそのとおりだと思う。しかし、実際はかなり難しく、議論が錯綜してしまうのではないかという不安がある。

<鈴木委員>

最後の2行では、企業が現状では何もしていないような印象を与えてしまうのではないだろうか。取組を進めている企業もかなり多い。あえて、最後の2行を書く必要があるとは思わない。実際に検討を進めていく中で、企業の関わりについて議論していけばいいので、プランの中でマイナスイメージの内容を盛り込む必要はないのではないか。

<土井委員>

最後の2行を取った上で、先ほど提案したように、企業を“など”に含むのではなく、企業という文字を入れてほしい。

<鈴木委員>

企業に対して実態調査をしたこともないので、やっていく必要もあるかもしれないと思う。

<池上委員>

最後の2行を取り、その前段で企業を明記するというのでいいか。

→異議なし

<鈴木委員>

資料2の7ページの議論7の部分について、「当面5年間では、理想の状態に向けての体制や制度づくりが行われ、機能し始めている状態を目指す」という一文が入ったことにより、非常に意味のある修正になった。数値で表すことができないものをとてうまく表現したと思う。5年後には、この言葉の状況に到達したかということをもた議論し、次のプランを進めていってほしい。

<土井委員>

資料2の16ページの網掛け部分の、「日本語学習に関する情報提供や相談に応じることにより、自発的な学習を支援する」、という文言がある。そういった機能があればとてもいい

と思うが、具体的にはどのようなイメージを持っているのか。

<事務局>

これは議論 17 と重なってくるが、愛知県国際交流協会の日本語教育リソースルームの役割の中にこういったものが書かれている。現在は機能していないが、そういった機能があるということなので書き込んだ。

<土井委員>

日本語教育リソースルームのみで充実させることは少し難しいかと思うので、もう少し他団体との調整などしながら考えていきたい。

<池上委員>

資料 2 の 16 ページの議論 19 で「やさしい日本語」という表記がある。これに関しては、弘前大学が提唱している、「やさしい日本語」を狭い意味で指すのか。先日、総務省において防災に関する多文化共生の研究会が行われた際に、ある種のブランドとして弘前大学の「やさしい日本語」が知られているが、必ずしもそのみを普及するという見方をしなくてもいいのではないかという意見が出された。その時には「わかりやすい日本語」というより一般的な名詞が採用された。これについては他の委員はどう考えるか。

<土井委員>

「やさしい日本語」と聞くと、弘前大学のものをイメージしてしまうが、どちらかという弘前大学のものは、災害時を想定して特化している。また、対象としても日本語能力試験の 3 級以上の人や、小学校 3 年生相当のレベル以上の人限定している。そのため、そのことを知っている人は弘前大学のものとイコールでは考えないのではないだろうか。また、今年度東京日本語ボランティアネットワークにおいても「わかる日本語」ということで、もう少し低いレベルでの規定が出された。いくつか「やさしい日本語」はあるので、そういった意味でも、弘前大学のもののみを指すと考えなくていいのではないだろうか。

<尾崎委員>

自分も土井委員と同じような意見である。日本語教育の現場においては、災害時のような突発時だけではなく、そもそも日本で暮らしていく人たちに対する公的な文書や、行政の窓口、銀行などでもっと配慮の行き届いた日本語を日本人側が習得していかなければならないと考えられている。そのため、自分はそちらの文脈でこの部分の「やさしい日本語」を読んでいる。弘前大学で提唱されたものが、現在ではより一般に広まりつつあると認識している。

<池上委員>

それでは、このプランで「やさしい日本語」と表現したときには、狭い意味での弘前大学の「やさしい日本語」に限定されないという認識が確認された。

<土井委員>

その下の部分で、自治体職員や教員などに対する普及と書かれており、このように対象を限定したことには何か意図があるのか。警察や消防なども含めて、自治体職員としているのか。

<事務局>

特に限定するという意図はなく、公の立場の人を対象とするという感覚で書いた。

<土井委員>

特に、現在県からの委託で作成しているアプリは、そういった立場の人に限定することなく、一般の県民に広めるつもりで作られているのかと思うので、気になった。

<事務局>

現在制作中のアプリについては、広く知ってもらうという目的がある。一般の方に関しては、そういった「やさしい日本語」というものの存在を認識してもらうことがまずは第一段階であると思うので、広く知ってもらうという表現にしている。

自治体職員や教員などに関してはより深く、実際に使えるようになってほしいという目標を持って普及させたいと考えている。

<池上委員>

資料3について何か確認したい点や、意見などはあるか。

<伊東委員>

14 ページの3つ目の項目に関し、国に積極的に要望をすると書いてあるが、県レベルで何かできることはないのか。

<事務局>

まず、教育に関する基本的な方針の策定についても、県レベルでもできる部分はあるかとは思いますが、現時点での教育委員会との調整においては、まだその段階にまで到達していない。来年度、新プランに基づき教育に関するプロジェクトチームをつくるので、その中で議論し、考えていければと思う。

また、専任教員の配置に関しては、財源として国庫負担も入っているので、国に要望して

いくということは重要な意味を持つと考えているので、このような記述にしている。

<伊東委員>

ぜひ県でもこのような方向で考えているというような記述を加えてもらえるとうれしい。県の教育委員会が、高校入試の外国人特別選抜の人数や受け入れ高校なども決めているので、県の判断で取り組めることもいくつかあると思う。どのような子どもたちが対象になるのかというような条件など、現状と合わない部分が出てきている。

<事務局>

この部分に関しては、教育を受ける権利の保障に関する記述からの流れで来ているので、国に要望するという記述になっている。プロジェクトチームでも話し合っていきたいと思うし、15 ページにある全体に関する記述の部分において、そういった内容に触れてもいいかとも思う。

<土井委員>

14 ページの上から 2 つ目の項目について、住民基本台帳法の改正に伴い、市町村に助言を行うとあるが、具体的にはどのようなものをイメージしているのか。

<事務局>

この部分の主体としては、県の教育委員会が市町村の教育委員会に対して、必要な助言を行うということを聞いているので、具体的なイメージをこの場ではお伝えできないが、確認しお伝えしたい。

<土井委員>

住民基本台帳に登載されなかった人たちに対するケアは、どのように行うのか。また、群馬県の大泉町では、外国人に対しても就学案内ではなく、日本人と同様に就学通知を送っているという話を聞いた。そのことについて情報を持っている委員はいるか。もし市町村に対して、そのような内容の助言がなされれば非常にいいと思う。

<小島委員>

日本の公立小学校に就学するよという通知を出してしまうのであれば、外国人学校へ進学希望者に対する配慮はどのようにすべきか。

<土井委員>

そうであれば、外国人学校も含めた就学案内という形にできないだろうか。

<池上委員>

そうすると、教育委員会がその内容を発信する権利がどこにあるのかという考えが生じてきてしまう。

<アビ委員>

各種学校である外国人学校に関しては、そういった権利はあるのではないかと思います。

<伊東委員>

土井委員の発言の背景には、不就学が多いということがあると思う。しかし、現状を見てみると、そういった案内があるかどうかということは関係なく、ブラジル人学校と公立の学校を行ったり来たりすることにより、中途半端な状態に陥り、不就学に陥ってしまうというような子どもや、中学校やブラジル人学校を卒業したが行き場がないという子どもが圧倒的に多い。そのため、就学案内や就学通知をどうするかということよりも、その子どもたちが抱えている問題にどう対処するかということが大きいと思う。

<土井委員>

やはり、住民基本台帳に基づいて何かを行う際に、そこに乗っていない子どもが不利益を被ることが予測されるので、それに関してはどうなのかと思う。

<池上委員>

今の問題に限らず、愛知県として住民基本台帳に登録されないが、実態としては存在する人たちに関し、行政サービスの対象としてどのように対応していくのかということは大きな問題である。そのことに関して、どのように議論したのか。

<事務局>

対応に関しては、市町村それぞれの判断となる。多くの市町村での現状の対応としては、住民基本台帳に登録されていないから行政サービスから除かれることはなく、郵送物があるというような状況などから実態を判断し、行政サービスを提供する方向でいるということで、聞いている。

<小島委員>

私は土井委員とは違い、この部分に関しては、逆に積極的な意味だと解釈した。文部科学省の通知や名古屋市が明文化した文言などに沿った形で、住民基本台帳に登録されていない子どもが多くいることが想定される外国人学校などにも配慮し、こうした表現になったのではないかと解釈した。

<土井委員>

助言という言葉が指す内容について、今の小島委員からの発言にあったように、住民基本台帳に登載されていない外国人が行政サービスの対象から外れてしまうようなことにならないければ問題ないと思う。

<池上委員>

資料4のスケジュールについて、事務局から説明を行う。

資料4に基づき、パブリックコメントの時期の変更や、県民向けの説明会の実施など、今後のスケジュールについて説明を行った。

<池上委員>

パブリックコメントについて、広い範囲の県民から意見を引き出す方法など、何か意見はあるか。

以前浜松市においてビジョンを策定した際に、中学校の選択授業の中でパブリックコメントを取り上げてもらい、生徒から様々な意見が出されたということがあった。ビジョンで示されている近い未来は自分たちが大人になったころであると考えた子どもも多く、かなり面白い意見も出てきた。例えば、国際科があるような高校にアプローチして取り上げてもらい、若い世代から何らかの意見をもらうということはできないだろうか。

今の意見を出した背景には、浜松市のビジョンでの経験もあるが、静岡県東部にある、国際科を設置している学校で、実際に外国人学校の学習支援を行っている学校がある。もしそういった学校の先生方とうまく連携していくことができれば、news in education (NIE) ならぬ、public comment in education (PIE) というようなジャンルが切り開かれるのではないかというような気がしている。

実際やってみないとわからないが、広い世代に関心を持ってもらうことが大事なので、試してみる価値はあるのではないだろうか。事務局はどう考えるか。

<事務局>

今の意見が出される前までのパブリックコメントに関する考え方としては、ウェブページに掲載することと、他のイベントを実施するときと同様に説明会のチラシを作成し、配布しようと考えていた。外国人支援を行っている高校への働きかけについては、少し考えて調整したい。

<池上委員>

説明会については、色々な活動をしている団体に広報すると思うが、何かアイデアなどはあるか。

<尾崎委員>

東海日本語ネットワークというボランティアが参加している団体がある。名古屋市が多文化共生のプランを策定する際に行ったセミナーにも、かなり多くのメンバーが集まったということがあった。しかし、説明会の日はちょうど例会と重なっているので参加できないと思うが、ミーティングで配布してもらい、そこからそれぞれ考えてもらうということができるかもしれない。

<土井委員>

同じ日に県の社会活動推進課が実施する、「新しい公共フォーラム・あいち」がある。そこでも災害時を中心に外国人の方を考えるという分科会が行われるので、そこでも概要版を配布し、話ができればと思った。

<鈴木委員>

「多文化共生フォーラムあいち 2012」でもパブリックコメントに関する周知を行うのか。

<事務局>

行う予定である。また、パブリックコメントに関する周知方法の一つとして、県が主要新聞の紙面に出している「広報あいち」において、告知の記事が出る予定である。

<土井委員>

パブリックコメントについては、なかなか反対意見などがなく書き込まない。読んで、いいことが書いてあると思っても、その意見はなかなか出さないし、いいという意見がスルーされてしまっているという現状がある。Facebook にあげて、いいね！と押してもらえればいいかと思った。

現在ちょうど埼玉大学経済学部の松本正生教授のゼミナールにおいて、埼玉県内の自治体における外国人支援の取組を学生が取材し、Facebook にあげるということが行われている。それが学生の間で盛り上がっているようであり、学生の参加を促すという形では一つの方法になるのではないだろうか。私が個人的に行っても問題ないか。

<池上委員>

説明会は、利害関係がある人たちに知ってもらう機会としても大事だと思う。例えば企業の人や業界団体の人に来てもらったり、外国人の多いエリアの自治会長や、当事者に来てもらうことも大事だと思う。そこでワークショップなどを行い、そこでの議論を踏まえてパブリックコメントに意見を出してもらうというような形もとれるかと思うので、事務局で色々と考えてほしい。

また、公表についてだが、プランができたということが多くの人目に触れるようにしてほしいと思う。つくることも大事だが、つくったことが知れ渡り、意識を持ってもらうことも大事なので、マスメディアにどうまくのせるかということを考えなければならない。委員が知事に手渡しているというようなビジュアル（例えば写真や You Tube での動画）を公表したり、県のウェブページからすぐに策定したことがわかるようになっているといい。

<アビ委員>

ポルトガル語版であれば、EAS のウェブページでもリンクさせることはできる。

<事務局>

策定の際には県政記者クラブにも記者発表を行う。また、多文化共生推進室のウェブページでも公開するなど、その周知には十分努めていく。

<池上委員>

他に何か意見などはあるか。

<土井委員>

資料 3 の 23、24 ページに防災に関する記述があるが、目標とする状態が協定締結となっている。関係部局が県と愛知県国際交流協会となっているが、そこがゴールでいいのかと考えてしまう。

また、23 ページの具体的な記載についても、ボランティアに関する記載が多く、補足的な存在であるボランティアだけに頼るのではなく、もっと市町村や社会福祉協議会と連携を図るなど、公の結びつきを強めることが第一だと思う。

4 その他

出された意見を踏まえて修正を加え、パブリックコメント等を行っていく旨の連絡を行った。

5 閉会